
議題	会計基準の開発に関する諮問
項目	法人税等会計基準等の見直し

I. 本資料の目的

1. 本資料は、企業会計基準委員会（ASBJ）が 2024 年 11 月 21 日に公表した公開草案「2024 年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正（案）」（以下「2024 年年次改善プロジェクト改正案」という。）に寄せられたコメントを踏まえて ASBJ が検討している企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」という。）の適用対象となる税金を定める方法の見直しを行うことについて、ASBJ の依頼を受けてご意見を伺うことを目的としている。

II. ASBJ における検討の状況

（2024 年年次改善プロジェクト）

2. 法人税等会計基準では、法人税等会計基準の適用対象となる税金に関して、具体的な税金を挙げて当該税金について規定する税法を参照することにより特定する方法によっている（法人税等会計基準第 1 項及び第 4 項）。
3. ここで、令和元年度（平成 31 年度）税制改正において特別法人事業税が創設されたが、現行の法人税等会計基準に特別法人事業税の取扱いについての個別の定めが設けられていなかった。このため、ASBJ は、2024 年年次改善プロジェクト改正案において、前項に記載の方法に従って法人税等会計基準を改正し、特別法人事業税の取扱いについての個別の定めを設けることを提案するとともに、企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（以下「税効果適用指針」という。）についても、特別法人事業税の取扱いに関して所要の改正を行うことを提案した。
4. 2024 年年次改善プロジェクト改正案の審議の過程では、法人税等会計基準は、個別の税金の創設又は廃止の都度改正が必要となる構成になっていると考えられるため、法人税等会計基準の適用対象となる税金に関して、具体的な税金を挙げて当該税金について規定する税法を参照することにより特定する方法によらない定めを検討してはどうかとの意見が聞かれた。
5. これを受けて、ASBJ は、2024 年年次改善プロジェクト改正案の公表時に、法人税等会計基準の適用対象となる税金に関して、具体的な税金を挙げて当該税金について規定する税法を参照することにより特定する方法を見直すことについて、市場関係者からコメントを募集した。その際、ASBJ は、法人税等会計基準の適用対象となる税金を定める方法

を検討する場合、例えば「所得を課税標準として課されるもの」のような原則的な定めを置く方法などが考えられるとしていた。

6. コメント募集の結果、このような原則的な定めを置く方法により見直しを行うことを概ね支持するコメントが寄せられた。ただし、コメントの中には、本項(1)及び(2)のように、具体的な税金を挙げて取扱いを示す現行の法人税等会計基準の定めを残すことを求める意見や、本項(3)のように、見直しにより適用対象となる範囲を変更しないことを求める意見もあった。
 - (1) 具体的な税金についての取扱いを示す現行の定め、「所得を課税標準として課されるもの」を税引前当期純利益の下に表示する法人税等とする包括的な定めを追加することを検討すべきである。
 - (2) 我が国の会計基準は、我が国の税制等の周辺諸制度にきめ細かく対応されるべきであるため、法人税等会計基準の適用対象となる税金を定める方法を見直すことに反対する。
 - (3) 法人税等会計基準の適用対象となる税金の定め方を見直すことには同意するが、事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）の取扱いを含め、法人税等会計基準の範囲が狭まらないようにするべきである。
7. ASBJ は、これらのコメントを踏まえて、法人税等会計基準について原則的な定めを置く方法により見直しを行うかどうか今後検討を行う予定であるとしている。

（令和 7 年度税制改正における防衛特別法人税の創設）

8. 令和 7 年度税制改正において防衛特別法人税の創設が予定されており、2025 年 2 月 4 日に国会に提出された「所得税法等の一部を改正する法律」の法案によれば、防衛特別法人税が 2026 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から課される予定とされている。

これを受けて、ASBJ は、防衛特別法人税の創設に備えて、主として 2025 年 3 月 31 日に決算日を迎える企業における防衛特別法人税の取扱いを明らかにすることで、実務に資するための情報を提供することを目的として、2025 年 2 月 20 日に補足文書「2025 年 3 月期決算における令和 7 年度税制改正において創設される予定の防衛特別法人税の税効果会計の取扱いについて」を公表した¹。この補足文書では、改正税法の成立後、防衛特別法人税の創設に対応した企業会計基準等の改正を行う予定であるとしている。

¹ 公益財団法人財務会計基準機構「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）第 12 条では、「企業会計基準等の補足文書は企業会計基準等を追加又は変更するものではなく、企業会計基準等の適用にあたって参考となる文書である。」とされており、補足文書は、企業会計基準等を構成するものではない。

9. 防衛特別法人税の創設に対応した企業会計基準等の改正を行う場合、現行の法人税等会計基準の適用対象となる税金の定め方に従えば、法人税等会計基準及び税効果適用指針（以下合わせて「法人税等会計基準等」という。）に個別の定めを追加することとなる。
10. 本資料第2項から第9項のとおり、現行の法人税等会計基準等では、具体的な税金を挙げて当該税金について規定する税法を参照することにより取扱いを定めているため、税法の改正により新たな税金が創設される都度、企業会計基準等の改正を行う必要がある。この場合、現行の税制改正のスケジュールを鑑みると、税制改正から適用までの短期間で企業会計基準等の改正を行う必要があることから、ASBJは、現行会計基準に改善の余地があると考えている。

（法人税等会計基準等の見直しの方向性）

11. ASBJは、本資料第10項の現行法人税等会計基準等の改善点に対処するため、法人税等会計基準の適用対象となる税金についての原則的な定めを置くことによって、税制改正により個別の税金の創設又は廃止が行われた都度、企業会計基準等の改正を行う必要がなくなる場合、関係者の予見可能性の確保が期待でき、会計基準の改善が見込まれることから、以下の方向性で基準開発を行うことを検討している。
 - (1) 法人税等会計基準において、法人税等会計基準の適用対象となる税金についての原則的な定めを置く。
 - (2) 見直し後の法人税等会計基準の適用範囲については、現行の法人税等会計基準の適用範囲を変更することがないように基準開発を行う。
 - (3) 現行の法人税等会計基準等に定められている個別の税金ごとの具体的な取扱いは、企業会計基準等の適用にあたって参考となる文書である補足文書（適正手続規則第12条）において取扱いを示す。
 - (4) 本項(3)により、税制改正によって個別の税金の創設又は廃止が行われたときであっても、企業会計基準等の改正を行うことなく、補足文書の変更により機動的に対応する。

III. 企業会計基準諮問会議の事務局による分析及び提案

（テーマ提案の分析）

12. 本件は、法人税等会計基準等の見直しを行い、法人税等会計基準の適用対象となる税金について、原則的な定めを置く方法を検討するものであり、ASBJにおいて会計基準レベ

ルのテーマとして識別されている。会計基準レベルのテーマについて、ASBJ に新規テーマとして提言するか否かについて次に掲げる事項が考慮要因とされている。

- (1) 広範な影響があるか。
- (2) 作成者、利用者、監査人等からのニーズはあるか。
- (3) ASBJ が取り扱うべき内容か（他の規制当局等が取り扱うことが適切であるものではないか）。
- (4) 現行の会計基準の改善が見込まれるか。
- (5) 適時に会計基準の開発が可能か。

13. 以下、各考慮要因に沿って事務局の分析を示す。

- (1) 広範な影響があるか。

法人税等会計基準は、主として法人税、地方法人税、住民税及び事業税（以下「法人税、住民税及び事業税等」という。）に関する会計処理及び開示を定めることを目的としている（法人税等会計基準第1項）²。

法人税、住民税及び事業税等はすべての企業に何らかの影響があるため、法人税等会計基準の見直しは広範な影響があると考えられる。

ただし、法人税等会計基準の適用対象となる税金についての原則的な定めを置くことに焦点を当てる場合には、現行実務への変更はもたらさず、実質的に広範な影響を生じさせるまでには至らないと考えられる。

- (2) 作成者、利用者、監査人等からのニーズはあるか。

2024 年年次改善プロジェクト改正案の審議の過程において、法人税等会計基準の適用対象となる税金に関して、具体的な税金を挙げて当該税金について規定する税法を参照することにより特定する方法によらない定めを検討してはどうかとの意見が聞かれており、コメント募集での質問に対して、法人税等会計基準の適用対象となる税金について原則的な定めを置くことを概ね支持するコメントが寄せられている。

- (3) ASBJ が取り扱うべき内容か（他の規制当局等が取り扱うことが適切であるものではないか）。

ASBJ が公表している企業会計基準等における法人税、住民税及び事業税等に関する取扱いについて、改めて検討するものであり、ASBJ が取り扱うべき内容である。

² 2024 年年次改善プロジェクト改正案では、特別法人事業税について、法人税等会計基準等の適用対象となることを明確化することを提案している。

(4) 現行の会計基準の改善が見込まれるか。

現行の法人税等会計基準等は、個別の税金の創設又は廃止の都度改正が必要となる構成となっているため、適時に改正がなされなかった場合、実務に多様性が生じてしまう可能性があると考えられる。

一方、本資料第 11 項(1)のとおり、法人税等会計基準の適用対象となる税金について、原則的な定めを置く場合、各企業における判断の指針が明確となり、予見可能性の確保が期待できると考えられる。

さらに、本資料第 11 項(2)に基づけば、適用範囲が現行の法人税等会計基準から変わることがないと考えられ、また、本資料第 11 項(3)に基づき、補足文書において具体的な税金について個別に法人税等会計基準等を適用した場合の取扱いを示す場合、実務に有用な情報が提供されることとなると考えられる。

(5) 適時に会計基準の開発が可能か。

法人税等会計基準の適用対象となる税金についての原則的な定めを置くことに焦点を当てる場合には、適時に基準開発を行うことが可能と考えられる。

(事務局の提案)

14. 上述の分析を踏まえると、本件はテーマアップの要件を満たしていると考えられる。このため、法人税等会計基準等の見直しについて新規テーマとするよう ASBJ に提言することとしてはどうか。

ディスカッション・ポイント

法人税等会計基準等の見直しについて新規テーマとするよう ASBJ に提言することについてご意見を伺いたい。

以 上